

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと供給体制の確保方策

1. 提供区域の設定

本市では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、利用実態に応じて、次のとおり提供区域を設定します。

事業名		提供区域	
教育・ 保育	1号認定	1区域(全市)	
	2号認定	7区域 (区ごと)	
	3号認定		
地域子ども・ 子育て支援事業	1 利用者支援事業	1区域 (全市)	
	2 延長保育事業		
	3 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間認定こども園・保育所運営補助事業(障害児保育対策費))		
	5 放課後児童健全育成事業		
	6 子育て短期支援事業		
	7 乳児家庭全戸訪問事業		
	8 養育支援訪問事業		①育児支援ヘルパー派遣事業 ②子育てアドバイザー派遣事業
	9 地域子育て支援拠点事業		①みんなの子育てひろば事業
			②地域子育て支援センター事業
			③堺市つどい・交流のひろば事業
	10 一時預かり事業		民間認定こども園等一時預かり事業(民間認定こども園等)／堺市一時預かり事業(公立認定こども園)
			幼稚園型一時預かり事業
市立幼稚園における預かり保育モデル事業			
11 病児保育事業			
12 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)			